

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	山川 義介
【住所又は本店所在地】	東京都世田谷区松原
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成27年8月25日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ALBERT
証券コード	3906
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	山川 義介
住所又は本店所在地	東京都世田谷区松原
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社ALBERT 執行役員最高財務責任者 村上 嘉浩
電話番号	03-5909-7510

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	山川 奈緒子
住所又は本店所在地	横浜市戸塚区吉田町
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社ALBERT 執行役員最高財務責任者 村上 嘉浩
電話番号	03-5909-7510

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No.1
訂正される報告書の報告義務発生日	平成27年8月19日
訂正箇所	平成27年8月21日に提出いたしました変更報告書NO.1につきましては、報告義務が生じておりませんでしたので、取り下げをいたします。